

住宅改修費支給申請に必要な書類と留意点

※修正液、修正テープによる修正はできません。訂正する場合は、二重線で消してください。
(被保険者氏名を修正した申請書類は、受付できません)

■事前申請

1) 申請書 ※①または②のどちらか(支払い方法によって申請書は異なります。)

① [償還払い] 介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費事前申請書

② [受領委任払い] 榛東村介護保険住宅改修事前審査依頼書兼受領委任払い承認申請書

- ・記入が必要な全ての項目が記載されている
- ・記載の被保険者氏名・住所・生年月日・性別等が介護保険証と一致している
- ・申請日は、添付書類の日付以降となっている
- ・【償還払いの場合】入院・入所中の場合、退院・退所予定日が記入されている
※入院・入所中の場合は、償還払い申請を行う
- ・【受領委任払いの場合】改修箇所の名称は理由書・見積書・写真と同一である
- ・認定有効期間内である ※新規申請中の場合は、償還払い申請を行う
- ・【以前に介護保険の住宅改修をした場合】支給の上限額の範囲内を確認している

2) 住宅改修が必要な理由書

- ・記入が必要な全ての項目が正しく記載されている
- ・記載の被保険者氏名・住所・生年月日・性別等が介護保険証と一致している
- ・原則、担当のケアマネージャーが作成している
- ・身体状況、改修箇所の問題点が具体的に記載されている
- ・改修内容が介護保険対象として妥当である
- ・改修箇所の名称は理由書・見積書・写真と同一である

3) 見積書

※支給対象は解体・撤去・処分費用、材料代、取付工賃及びそれらに係る諸経費、消費税です。

※写真の現像代は支給対象に含まれません。

- ・見積書の宛先、住所(施工場所)等が被保険者本人の氏名住所である
- ・社名等が記入されている
- ・【受領委任払いの場合】見積書の金額と申請書のコピー金額が合っている
- ・改修の種類、箇所毎に商品名、部材単価、数量等が区分けされて記載されている
- ・材料費と工賃および諸経費が区分けされて記載されている ※工事一式等は不可
- ・材料費はメーカー名、素材、サイズ、型式、数量(面積)、単価、定価を記入している
- ・介護保険支給外を含む工事の場合、保険給付の対象となる部分が明示されている
- ・見積書の計算が合っている

4) 改修前の写真（撮影日付入りのもの）

- ・改修箇所毎の写真である
- ・写真の枠内に日付が入っている
(日付入りの写真機が無い場合は、ボード等に日付を記載のうえ撮影する)
- ・完成予想図（取付け位置や形状）の記入がされている
- ・段差解消の場合、段差にメジャーをあてた全体写真と目盛りが読める近接写真がある
- ・段差や周りの状況がわかるよう全体が撮影されている
- ・踏み台、すのこ等は固定する事が分かるように完成予想図に記入してある

5) 工事箇所が確認できる平面図

※改修前の写真と平面図に番号等を振って、分かりやすいよう作成してください。

- ・被保険者の動線がわかり、改修の位置が確認できる（寝室、台所、便所等が明記）
- ・手すりは、長さや取付け位置が確認できる
- ・床材の変更、踏み台、スロープは改修箇所の寸法が確認できる
- ・カタログにない特注品等を利用する場合、設計図面の添付がある

6) [被保険者と所有者が違う場合のみ（共有名義を含む）] 住宅改修の承諾書

- ・改修する住宅の所有者の承諾を得て、必要な全ての項目が記載されている

■事後申請

1) 支給申請書 ※①または②のどちらか（支払い方法によって支給申請書は異なります。）

① [償還払い] 介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書

② [受領委任払い] 榛東村介護保険住宅改修費支給申請書（受領委任払い用）

- ・記入が必要な全ての項目が記載されている
- ・記載の被保険者氏名・住所・生年月日・性別等が介護保険証と一致している
- ・事前申請が入院・入所中だった場合、退院・退所後の申請である
- ・事前申請が認定申請中だった場合、認定結果が出ている（非該当の場合は対象外）
- ・着工日は、事前確認申請日以降の日付である
- ・申請日は、工事完成日以降の日付である

2) 領収書（原本） ※原本の返却が必要な場合は、コピーを添付してください。

- ・宛名は被保険者本人である
- ・ただし書きに介護保険住宅改修の工事である事が記載されている
- ・領収年月日、領収金額が正しく記載されている
- ・施工業者の社印または代表者印の押印がある
- ・【金額により該当の場合のみ】収入印紙が貼ってある
- ・【償還払いの場合】領収金額が見積金額（工事費内訳書）と同額である
- ・【受領委任払いの場合】領収金額が利用者負担額（1～3割）と一致している

3) 工事費請求書、内訳書

- ・ 事前申請と相違はない（違う場合は、内容を記載している）
- ・ 支給申請書へ記載の工事費と一致している

4) 改修後の写真（撮影日付入りのもの）

- ・ 改修箇所毎の写真であることが分かる
- ・ 写真の枠内に日付が入っている
- ・ 使用した部材が、写真の中で確認ができる（必要に応じて途中経過の写真を添付）
- ・ 事前申請時の写真、図面、見積書と整合した内容である
- ・ 踏み台、すのこ等は固定した事が分かるように撮影してある
- ・ 事前写真と同じ向き、同じ大きさを撮影され、取付け位置が事前写真と同じことが確認できる

5) [受領委任払い] 榛東村介護保険住宅改修費請求書（受領委任払い用）

- ・ 記入が必要な全ての項目が記載されている

6) [償還払いで、被保険者本人以外の口座へ振り込む場合のみ] 委任状

- ・ 記入が必要な全ての項目が記載されている

■事前申請後に住宅改修を行わない場合

住宅改修申請取下書

- ・ 記入が必要な全ての項目が記載されている